

○ 防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和四年四月二十日法律第二十六号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第三条及び附則第三条から第六条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一の二十の項の次に次のように加える。

二十の二 防衛大臣	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給又はこれらに準ずる給付若しくは支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
-----------	--

（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第六条 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一中百二の項を百三十五の項とし、九十九の項から百一の項までを三十三項ずつ繰り下げ、九十八の項を百三十の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「百三十五の項」を「百三十六の項」に、「三十三項」を「三十四項」に、「百三十の項」を「百三十一の項」に、「百三十一」を「百三十二」に改め、同表中九十七の項を百二十九の項とし、九十四の項から九十六の項までを三十二項ずつ繰り下げ、九十三の項を百二十四の項とし、九十の項から九十二の項までを三十一項ずつ繰り下げ、八十九の項を削り、八十八の項を百二十の項とし、八十三の項から八十七の項までを三十二項ずつ繰り下げ、八十二の項を削り、八十一の項を百十四の項とし、八十の項を百十三の項とし、七十九の項を削り、七十八の項を百十二の項とし、六十九の項から七十七の項までを三十四項ずつ繰り下げ、六十八の項を九十九の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「百二十九の項」を「百三十の項」に、「三十二項」を「三十三項」に、「百二十五の項」を「百二十六の項」に、「百二十四の項」を「百二十五の項」に、「三十一項」を「三十二項」に、「百二十の項」を「百二十一の項」に、「百十四の項」を「百十五の項」に、「百十三の項」を「百十四の項」に、「百十二の項」を「百十三の項」に、「三十四項」を「三十五項」に、「九十九の項」を「百の項」に、「百 都道府県知事」を「百一 都道府県知事」に、「百一」を「

「百二」に、「百二 厚生労働大臣」を「百三 厚生労働大臣」に改め、同表中六十七の項を九十八の項とし、六十二の項から六十六の項までを三十一項ずつ繰り下げ、六十一の二の項を九十二の項とし、六十一の項を八十九の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「九十八の項」を「九十九の項」に、「三十一項」を「三十二項」に、「九十二の項」を「九十三の項」に、「八十九の項」を「九十の項」に、「九十 厚生労働大臣」を「九十一 厚生労働大臣」に、「九十一」を「九十二」に改め、同表の六十の項を同表の八十五の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「八十五の項」を「八十六の項」に、「八十六」を「八十七」に、「八十七」を「八十八」に、「八十八」を「八十九」に改め、同表中五十九の項を八十四の項とし、五十八の項を八十三の項とし、五十七の項を八十二の項とし、五十六の二の項を八十一の項とし、五十六の項を八十の項とし、五十五の二の項を七十八の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「八十四の項」を「八十五の項」に、「八十三の項」を「八十四の項」に、「八十二の項」を「八十三の項」に、「八十一の項」を「八十二の項」に、「八十の項」を「八十一の項」に、「七十八の項」を「七十九の項」に、「七十九」を「八十」に改め、同表の五十五の項を同表の七十五の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「七十五の項」を「七十六の項」に、「七十六」を「七十七」に、「七十七」を「七十八」に改め、同表中五十四の項を七十四の項とし、四十九の項から五十三の項までを二十項ずつ繰り下げ、四十八の項を六十七の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「七十四の項」を「七十五の項」に、「二十項」を「二十一項」に、「六十七の項」を「六十八の項」に、「六十八」を「六十九」に改め、同表中四十七の項を六十六の項とし、三十九の項から四十六の項までを十九項ずつ繰り下げ、三十八の二の項を五十七の項とし、三十八の項を五十六の項とし、三十七の項を五十五の項とし、三十六の二の項を五十四の項とし、三十六の項を五十二の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「六十六の項」を「六十七の項」に、「十九項」を「二十項」に、「五十七の項」を「五十八の項」に、「五十六の項」を「五十七の項」に、「五十五の項」を「五十六の項」に、「五十四の項」を「五十五の項」に、「五十二の項」を「五十三の項」に、「五十三」を「五十四」に改め、同表中三十五の項を五十一の項とし、三十四の項を五十の項とし、三十三の三の項を四十九の項とし、三十三の二の項を四十八の項とし、三十三の項を四十七の項とし、三十二の項を四十六の項とし、三十一の項を四十五の項とし、三十の二の項を四十四の項とし、三十の項を四十三の項とし、二十九の項を四十二の項とし、二十八の項を四十一の項とし、二十七の項を三十九の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「五十一の項」を「五十二の項」に、「五十の項」を「五十一の項」に、「四十九の項」を「五十の項」に、「四十八の項」を「四十九の項」に、「四十七の項」を「四十八の項」に、「四十六の項」を「四十七の項」に、「四十五の項」を「四十六の項」に、「四十四の項」を「四十五の項」に、「四十三の項」を「四十四の項」に、「四十二の項」を「四十三の項」に、「四十一 厚生労働大臣」を「四十二の項」に、「三十九の項」を「四十の項」に、「四十 厚生労働大臣」を「四十一 厚生労働大臣」に改め、同表の二十六の項を同表の三十七の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「三十七の項」を「三十八の項」に、「三十八」を「三十九」に改め、同表中二十五の項を削り、二十四の項を三十六の項とし、二十の項から二十三の項までを十二項ずつ繰り下げ、十九の項を二十七の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「三十六の項」を「三十七の項」に、「二十の項」を「二十一の項」に、「十二項ずつ繰り下げ」を「十三項ずつ繰り下げ、二十の二の項を三十三の項とし、二十の項を三十二の項とし」に改める。